

第3次鳥栖市行政改革 実施計画



鳥 栖 市

実施計画の基本的考え方

1. 実施計画策定基本方針

本市が第5次総合計画で掲げる「笑顔ひろがる文化・交流・共生の都市」を実現し、地域性を活かした「九州における存在感のあるまちづくり」のため、さらには行財政構造改革の必要性を踏まえ、地方分権時代にふさわしい、簡素で効率的な行財政運営への転換を図るため、第3次鳥栖市行政改革大綱を策定しました。

この大綱は、今日的課題である地域情報化の推進、少子・高齢化への対応、男女共同参画社会の推進、資源循環型の地域づくり、市民に密着した社会基盤の整備や地域づくりを進めるための新たな行政システムの構築に努めるための方向を示したものです。

大綱の掲げる、行政の自己責任と自己決定を基本とする地方分権の理念を旨として効率的・効果的な行財政運営及び施策の執行を図り、市民サービスの向上と市民協働のまちづくりを図っていくために実施計画を策定しました。

2. 実施計画の期間等

実施計画の期間は、平成16年度から平成20年度までの5年間とします。

各年度の成果については公表するとともに、計画内容について見直しを図っていきます。

3. 実施計画に掲げる事項

実施計画に掲げる事項については、大綱で目標とした推進方策を実現するための重点事項を掲げました。

第3次鳥栖市行政改革実施計画 体系図

基本目標

・笑顔あふれる市役所づくり ・活力あふれる市役所づくり ・交流ひろがる市役所づくり



【1】 笑顔あふれる市役所づくり

市民の立場に立った対応ができる市役所

(1) 行政サービスの向上

取組事項	内 容	担当課
総合窓口設置の推進	窓口一元化についての効果及び市民の利便性の検討	市民課 関係各課
各種申請書様式等の見直し	全庁的に各種申請書等の様式及び押印等の見直し	市民課 関係各課
窓口サービス休日等対応の検討	市民の利便性向上のための休日等運営検討	総務課 関係各課
総合案内の充実	総合案内の実施方法等について改善充実	総務課
電子自治体構築への取組	電子自治体取組による市民サービス向上と効率的行政運営	企画情報課
新たなホームページの策定及び充実	市民の立場に立った利用しやすいホームページの作成と各種情報の充実	広報広聴課
地理情報システム導入の検討	庁内における地理情報（統合型GIS）の共有化の検討	企画情報課
情報セキュリティの充実	個人情報の保護及び情報管理の充実	企画情報課

(2) 行政活動の改善

取組事項	内 容	担当課
民間活力の活用のための役割の検討	市民協働及び民間活力の導入のための行政業務の実態把握と検討	総務課
行政手続等の効果的執行	行政手続に関する事項の迅速な対応の推進	総務課
職員分権推進への検討	職務権限の委譲による職員意識の向上と事務の活性化	総務課
土地評価システムの導入	土地評価事務処理方法の簡素・効率化及び適正化	税務課
行政評価システムの構築	評価による事務事業の改善と効率的な行政運営の確立	企画情報課
女性の行政参画への取組	女性人材リスト作成と活用による女性選任率の向上	広報広聴課
「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」の実施	新行動計画の効果的な実施によるコスト縮減	契約検査課
電子入札制度の導入の検討	入札の公平公正性の確保と透明性の向上のための電子入札制度の検討	契約検査課
補助金等の見直しと適正化	補助金等見直し基準等の策定及び補助金等のあり方の検討	財政課

取組事項	内 容	担当課
公共施設管理運営方法の 検討	指定管理者制度の導入に伴 う施設運営方法の検討	総務課

【2】 活力あふれる市役所づくり

自ら考え、行動を起こす活気あふれる市役所

(1) 財源の効率的・効果的執行

取組事項	内 容	担当課
使用料、手数料等の受益と負担についての検討	行政運営に係る使用料及び手数料等の受益と負担についての把握及び検討	財政課 関係各課
公有財産の払下げ及び利活用の促進	公有財産の利用状況の把握による活用の検討	建設課 財政課 関係各課
地方債依存度の8%以下への抑制	減税補てん債及び臨時財政対策債を除く地方債依存度の抑制	財政課
地方債残高の10%削減	財政健全化のため、地方債による予算措置の縮小	財政課
物件費の10%削減	需用費、備品購入等の経費の縮減	財政課
道路舗装、側溝等の整備の明確化	関係各課との調整並びに要綱及びマニュアルの作成	建設課
市役所エコオフィスの推進	環境問題及び資源循環型社会への対応のための取組	総務課
旅費支給方法の見直し	旅費支給の実態把握による経費の縮減	総務課 出納室
時間外勤務の縮減	柔軟な勤務体制、時間外勤務管理体制等の整備	総務課

(2) 効率的行政組織の確立

取組事項	内 容	担当課
部の再編統合及び効果的組織の構築	全庁的な組織の再編統合による効率的行政組織の確立	総務課
下水道事業の公営企業会計化及び上下水道一元化の検討	公営企業会計化による経営状況の明確化及び効果的組織の検討	下水道課 水道課
定員管理の適正化	事務事業の効率化、組織の見直し及び人材育成により職員数の適正化を図り3%の縮減	総務課
職員の能力開発への環境整備	職員の各種資格、自己研鑽のための研修参加への環境整備	総務課
職員研修基本計画の策定	職員研修の体系化による、各種研修の充実及び職員能力の向上	総務課
提案制度の活用	実質的な提案制度となるための要綱改正及び効果的提案制度の実施	総務課
次世代育成支援対策行動計画の策定	男女共同参画及び子育て支援のための環境整備	総務課
行政課題職員研修の実施	課題の調査研究による職員の政策能力向上と施策への反映	企画情報課

取組事項	内 容	担当課
勤務評定制度の活用	勤務評定制度を活用し、適正な人事及び人材育成	総務課
女性の行政参画への取組	女性人材リスト作成と活用による女性選任率の向上	広報広聴課
女性職員の登用の拡大	女性職員登用の一層の拡大を図るための女性職員の育成及び政策部署への配置	総務課

【3】 交流ひろがる市役所づくり

市民協働、周辺地域との広域的交流

(1) 市民参加型の行政運営

取組事項	内 容	担当課
市民リポーター制度の創設	市民が直接、広報紙づくりに参加し、より地域に密着した広報紙の作成	広報広聴課
市報モニター制度の創設	市報モニター制度の設置及び市民の意見や要望の聴取による市報への反映	広報広聴課
新たなホームページの策定及び充実	市民の立場に立った利用しやすいホームページの作成と各種情報の充実	広報広聴課
地域福祉計画策定への市民参加	市民とともに考える計画策定による市民の主体的及び積極的な福祉の参加	福祉事務所
行政関係プランへの市民参加	市民の主体的参画によるまちづくり推進のための情報提供とワークショップの開催	関係各課
地区公民館の利用の促進	市民の生涯学習の場としての地区公民館活動の充実及び周知体制の強化	生涯学習課
国際交流協会の設立	国際交流の中核となる民間組織の設立による市民協働の国際交流体制の整備	広報広聴課
空き店舗の有効活用とボランティア団体等の支援	ボランティア団体等での利活用による空き店舗解消と賑わい創出	商工観光課
歴史文化講座の市民協働による充実	市民参画型の講座のための組織と運営方法の見直し	生涯学習課

(2) 広域行政の推進

取組事項	内 容	担当課
雇用問題対応への広域的連携	久留米市及び三養基郡との連携、広域面談会等への積極的参加	商工観光課
クロスロード協議会の活用	筑後川流域クロスロード協議会の活用による連携	企画情報課 社会体育課

取組事項	現状と課題	取組内容	取組目標（成果）	取組全体計画	年度計画				
					平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
総合窓口設置の推進	市の行政は、住民福祉向上を施策の基本に窓口事務を接点として行われている。現在、本市においては市民ホールを中心として市民課、税務課、生活環境課、水道課、下水道課など生活関連部署を配置している。今後、多様化する市民ニーズ等により窓口における行政事務の対応にも急激な変化が生じているため、窓口業務の一元化について検討する必要がある。	窓口業務の内容、問題点等の整理を行い、窓口一元化の本市での実施についての是非を含め検討協議を行う。 窓口業務の現状の把握 窓口業務の問題点の洗い出し	市民の窓口での申請・ 手続時間の短縮 事務の効率的推進	総合窓口検討委員会の設置 検討課題等の整理	現状把握・検討協議	検討委員会の設置 検討協議	検討委員会報告 方針決定		
各種申請様式等の見直し	現在、行政への届出、申請、証明書等の発行については、それぞれ様式等が定められているが、各様式について、市民利便性の向上のために様式の見直し・簡素化が必要である。	届出及び申請書等の各種申請書の様式方法等協議検討を行う。 窓口業務の現状の把握 窓口業務の問題点の洗い出し	市民の窓口での申請・ 手続時間の短縮 市民の負担軽減と手続きの簡素化	申請様式等改善のための検討委員会の設置 具体的方法の策定	現状把握・検討協議	検討委員会設置 検討協議	検討委員会提出 意見の具体的作業への取組	運用方法等の検討	運用実施
窓口サービス休日等対応の検討	現在の社会状況の変化、男女共同参画社会の進展とともに、市民生活は多様化し、市民の行政に対するニーズも増してきている。行政が行う窓口サービス時間は平日を基本としており、共働き世帯や単身の市民の方の利便性向上を検討する必要がある。	行政サービスの向上を目指すためには、内部事務の都合ではなく、市民の利便性を第一に考える必要があり、このためのひとつの方策として、休日等の行政サービス運用を検討する。	市民の利便性の向上	休日等の行政運営についての、職員体制、窓口体制、運営時間及びオンラインシステム関連について関係機関と協議を行う。	休日等運営について課題の検討	休日等運営についての関係機関協議及び課題の検討整理	課題整理及び関係機関との協議	実施方法及び関係規定の整備	運用実施
総合案内の充実	平成15年度から、本庁舎内市民ホールに総合案内を設置し、市民の庁舎案内、行政案内等について取り組んでいる。今後、更なる案内の充実を図る。	平成15年度の総合案内利用者は、年間延べ20,000人、1ヶ月平均1,600人以上となっている。この利用者に対するサービスの向上と利用の促進のため、改善のための方策を検討実施する。	市民の利便性の向上 職員接遇意識の高揚	案内改善のための職員アンケート 改善内容の検討協議	アンケート実施 改善内容協議	改善実施	点検見直し		
電子自治体構築への取組	国のe-Japan構想により住民・企業等がインターネットで申請や届出等のできる電子自治体の構想が求められている。	庁内ネットワークの高速・大容量化及び情報機器の整備・充実 地域公共ネットワークの整備及び地域公共ネットワークを活用したシステムの検討等電子自治体構築を推進する。	住民サービスの向上を図るためのインターネットを活用したシステムの導入検討 行政情報化を推進することにより、情報の共有化、事務の効率化を図る。	必要に応じて専門部会を設置 電子自治体構築に向けた実施計画書の策定 実施計画に基づき実施・運用	専門部会設置 協議検討 計画策定	検討・構築	検討・構築 実施・運用 点検見直し	検討・構築 実施・運用 点検見直し	検討・構築 実施・運用 点検見直し

取組事項	現状と課題	取組内容	取組目標(成果)	取組全体計画	年度計画				
					平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
新たなホームページの策定及び充実	今後の課題である電子自治体構築に向け、インターネットは様々なシステムの基盤となる。また、ホームページは市民が求める情報収集の第一歩となる。そのため、平成11年12月に開設したホームページを新しくし鳥栖市をアピールするとともに、多種多様化する情報収集の住民ニーズに応える。	新たなホームページの作成 情報量を充実しデザインを一新する 各課が管理するページを設け、各課独自の情報を掲載し迅速な更新を図る 各種申請用紙の交付機能を設ける	利用者の立場に立った利用しやすいホームページの作成と運用による情報の共有化	業者選定 掲載情報の各課照会 各課ページ策定更新のための整備	新ホームページ開設運用	ホームページ運用	ホームページのデザイン、内容の見直し	ホームページ運用	ホームページのデザイン、内容の見直し
地理情報システム導入の検討	財政状況は厳しさを増しており、限られた財源を有効活用し、効率的な公共事業を通じて、社会資本の整備が必要である。国が情報技術革命を推進する中でこれまでのシステムや手法の変革が求められている。	公共工事においては、品質の向上及び事業執行の効率化、コストの低減などを目指すことが重要である。地理情報システムを導入し、各課で蓄積されている情報等を地図上に視覚化し、ネットワークの利用により効果的な情報の共有化を目指す。	最終的には地理情報システムの市民への情報提供を目指す。このシステム導入により、公共工事計画策定の期間短縮及び効率化が図られる。	GIS推進委員会の設置 調査・研究 検討協議 推進計画の作成	専門部会の設置 調査・研究 協議・検討	協議・検討	推進計画の作成		
情報セキュリティの充実	平成15年12月に「鳥栖市情報セキュリティポリシー」を策定した。これは個人情報をはじめ行政運営上の情報の保護及び安全性の確保のための方法、対策についての方針基準等を定めたものである。今後、一層の情報技術の進展に伴い、情報の安全性の確保は不可欠なものとなる。	「鳥栖市情報セキュリティポリシー」により、情報の安全性確保のための組織体制を確立し、また、具体的な物理的・人的セキュリティを明文化している。このセキュリティポリシーを更に充実させるための効果的な施策、研修等を実施する。	市民の財産及びプライバシーを守り、事務の安定的な運営を図り市民の信頼の維持を確保する。	鳥栖市情報セキュリティポリシーの実施手順作成 セキュリティ研修	鳥栖市情報セキュリティポリシー実施手順作成 情報化に伴う要綱の整備 研修	運用・見直し			
民間活力の活用のための役割の検討	市民協働の行政運営を図ることが、現在の自治体に求められている。行政の役割と民間、市民、地域の役割分担を明確にすることで、市民参加・参画の行政運営を図ることが重要である。	行政業務の把握により、役割分担を明確にし、行政の担う業務と民間、市民、地域で行える業務について調査研究を行う。	行政業務の効果的執行 市民参画型行政運営の推進	行政の役割と民間、市民及び地域の役割分担と行政業務の把握等調査研究	調査・研究	調査研究結果の検討協議 活用方策の関係 各課協議	具体的実施方法及び施策への取組	見直し及び点検	
行政手続等の効果的執行	行政が行う処分、行政指導及び届出に関する手続について、市民へ迅速で的確な対応をすることが、市民の行政運営への信頼となるとともに、市民の利便性の向上が図られる。	現行の行政手続に関して、その申請等に対する標準処理期間等を明確にし、事務処理の迅速化を図る。	市民の行政運営への信頼の確保 市民の利便性の向上	行政手続に関する処理期間の適切な処理及び期間の設定	現状の行政手続方法等の把握	行政手続についての調査検討	行政手続についての具体的方策の協議	標準処理期間等の設定	見直し及び点検

取組事項	現状と課題	取組内容	取組目標（成果）	取組全体計画	年度計画				
					平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
職員分権推進への検討	行政運営上での各種事務事業等の内部決裁・決定過程については、部制の執行による専決権の委譲を図ってきたが、社会状況の変化のスピードが以前とは比較にならないことから、行政運営においても内部組織の決定方法等についてスリム化、フラット化、スピード化の必要がある。	職務権限の委譲、責任体制の意識向上を図り、実務担当者の発想や創意工夫を迅速に取り入れて市民サービスの向上と職員意識の高揚を図る。	職員の意識変革及び責任感の醸成 内部組織の活性化と事務の簡素化・迅速化	現在の組織体制における決裁権・決定過程の検証 職員分権方法の検討 関係規定の整備及び整理	現行体制の把握	職員分権実施方法の検討協議	関係規定整備及び整理	職員への研修、意識付	運用施行
土地評価システムの導入	固定資産評価額等の修正を広域電算によるバッチ方式により変更を行っている。マスターカードの管理及び修正についてはその作業のために多くの時間を費やしている。これら非効率的なシステムからパソコン等による効率的システムへの変更が必要である。	土地評価システムを導入し、変更した課税計算内容を電子媒体等により送付し、膨大な紙ベースの土地マスターカードを廃止する。	土地評価システムの導入による事務時間の短縮 土地マスターカード廃止による経費削減	土地評価システムの導入により、土地評価事務処理方法の簡素化・効率化及び正確化を図る。	システム構築・運用	運用本稼働			
行政評価システムの構築	地方分権の推進、厳しい財政状況への対応、行政の説明責任の明確化及び市民参画型の行政運営を行う上で、行政マネジメントシステムへの転換が必要である。	行政評価システムの導入 先進自治体の調査研究 事務事業評価の実施 中期財政計画・予算編成との連携 定員管理との連携 総合計画との連携	効率的で効果的な行政運営の実現 戦略的な行政経営資源の分配 目的と成果に基づく事業実施による柔軟で機動的な組織の構築 職員の顧客志向・成果志向の向上と市民協働の推進	行政評価システムの導入を図り、企画立案、実施、評価、改善のマネジメントサイクルの確立を図るとともに、事務事業の評価を通して、市民サービスの向上や予算、人事等の行財政システムの総合的運営を実現するなど、都市経営の改善を図る。	事務事業評価の事前評価の実施	事務事業評価の事後評価の実施	事務事業の事前評価及び事後評価の実施	事務事業の事前評価及び事後評価の実施	事務事業の事前評価及び事後評価の実施
女性の行政参画への取組	男女共同参画の推進を図るためには、政策・方針決定の場へ男女が共同して参画することが重要である。男女共同参画行動計画で平成24年までに女性委員の選任率35%を目標としている。女性の登用を促進するためには、女性人材リストを作成し、情報提供することが有効であり、民間活力の活用につながる。	女性人材リストの作成 ・各種団体に人材情報提供を依頼 ・広報で人材リスト掲載の募集 ・県アバンセ等に情報提供依頼 女性人材リストの活用 ・委員等改選時における女性人材の情報提供 女性リーダーの育成 女性委員の登用率の向上	女性人材リスト作成と委員会等への女性登用促進	(1) 女性人材リストの作成により改選時の女性委員候補人材の情報提供 (2) セミナー等の実施による女性の人材育成	女性人材リスト作成	女性人材リスト更新	女性人材リスト更新	女性人材リスト更新	女性人材リスト更新
「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」の実施	公共工事コストの縮減については、各部局において計画から施行に至る各分野で施策を実施し、成果をあげているが、これまで実施してきたコスト縮減策の定着を図るとともに、新たなコスト縮減施策を進めていくことが重要である。	平成15年度に策定した「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」により、コスト縮減の具体的施策を各課で実施する。実施した施策の結果を集約し、成果について分析・検討を加える。	平成20年度までに、今回の新行動計画により実施された各具体策の縮減額の合計が10%に達することを目標とする。	「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」に関する具体的施策の実施 実施状況の把握と見直し等	新行動計画の施策実施	新行動計画の施策実施	新行動計画の施策実施	新行動計画の施策実施	新行動計画の施策実施

取組事項	現状と課題	取組内容	取組目標(成果)	取組全体計画	年度計画				
					平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
電子入札制度の導入の検討	現状の指名競争入札では、年間約170回、延べ約1,600社に及び業者への連絡、一堂に会しての入札など事務的、時間的、社会的ロスを生んでいる。インターネットを用いる電子入札を導入することで公共工事コストの総合的縮減を図るとともに、入札の公正性、透明性を確保する。	県の電子入札の実施方法、市内業者の参加状況、問題発生時の解決策、費用対効果などを調査研究し、効果的導入を図る。	従来の入札関連業務を電子化し、インターネットを用いて公告及び入札、開札、結果の公表を行うことで、業務の効率性と入札の透明性を向上させる。	県の実施状況の把握と導入検討 電子入札実施要領等の整備 電子機器オンライン関係の整備 業者説明実施 一定額以上に試行 競争入札全体での本稼働	電子入札制度導入のための調査研究	導入検討	試行	本稼働	本稼働
補助金等の見直しと適正化	補助金とは、補助を受ける団体及び個人が公益性のある事業を行うに際し、不足分を補うためにあるものと考えられるが、その行政効果、行政責任、経費負担のあり方の検証が必要である。	補助金等の見直しについては過去2度にわたり各課から補助金に関連する資料提出を依頼し、さらにはヒアリングを行ったが、具体的成果が上らない状況であった。このため、補助金見直し検討委員会等を設置し、目的妥当性、有効性、効率性、公平性の観点から見直し方法を確立し、補助金見直し基準を作成する。	補助金等の見直しを実施することで、不用の補助金をなくし、無駄な経費の削減、事務の効率化を図る。	補助事業の終期を設定し、定期的に見直す 市が実施する補助について、一定の限度を設ける 見直し手順を明確化する	補助金交付規則に基づく補助金等の実態調査・把握	補助金見直し検討委員会等の設置 検討及び協議	補助金等見直し基準等の作成	補助金見直しの実施	点検・見直し
公共施設管理運営方法の検討	地方自治法の改正により、指定管理者制度が創設された。今回の制度は、公の施設の管理委託先を公共的団体等に限定せず、民間事業者にも拡大するものである。本市における公共施設管理運営方法についても、指定管理者制度移行のための検討・実施が必要である。	本市の公共施設等について、その管理運営方法の効果的推進を図るため、指定管理者制度も含めた全体的な検討協議を行い、管理委託の見直しを図る。	公共施設の効果的効率的運営 公共施設の一層の活性化	公共施設管理運営方法の検討協議 指定管理者制度移行への対応	公共施設等管理運営方法の検討協議 指定管理者制度調査検討	管理運営方法の具体的実施計画策定 条例作成	実施		
使用料、手数料等の受益と負担についての検討	行政が行う諸施策及び事業の中で、受益を受ける市民の負担責任と行政事業の責任について、その受益と負担の関係を再検討し、公平公正性を確保した使用料、手数料等の設定を行うことが必要である。	行政の各種施策を調査し、その受益と負担の必要性について検討し、行政の事務事業の適切な執行を図る。	受益と負担の公平公正の確保	行政の各種施策の調査 受益と負担の必要性について検討	行政の各種施策の調査	受益と負担の必要性について検討	具体的協議 見直し	規定等改正整備	
公有財産の払下げ及び利活用の促進	公有財産には、普通財産と各関係課が抱える行政財産がある。普通財産は約7haあるが有償貸付面積は0.5ha程である。また、各課において行政財産で購入した用地が不用地となり売却できるものや、当分の間行政用途に供しない用地があるのが現状である。不用地払下げや貸し付け等ができるものを市全体で整理して検討する必要がある。	行政課題研究により関係各課の普通財産及び行政財産で不用となったものや貸付けできるものを検討整理を行い、その結果について関係各課が合同で協議検討し、協議会を立ち上げ、事業計画を策定する。	不用になった用地の払下げや未利用地の貸付け等により、売却益、賃借料等の収入増及び用地管理経費の縮減が図られる。	市全体として不動産価格評定委員会と同様に、公有財産対策検討委員会等を組織し、その中で、用地の利活用等について検討、決定をしていく。	現状の公有財産の現状把握調査	対策委員会等の設置	検討協議		

取組事項	現状と課題	取組内容	取組目標（成果）	取組全体計画	年度計画				
					平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
地方債依存度の8%以下への抑制	平成14年度の公債費比率が18.6%となり、毎年公債費が約30億円あることから財政負担が大きく財源圧迫の要因となっている。	現在、財政健全化を目指し、起債の抑制を図っている。今後も目標数値を達成することにより、義務的経費を抑制し財源の有効活用を図る。	毎年の地方債依存度を8%（15億円）以下に抑制することにより、公債費を減少させ、財政健全化を図る。	中長期財政計画、実施計画を作成する中で、特に起債を伴う事業の選択を十分に行うことにより起債管理を行う。	中長期財政計画、実施計画等による起債管理	中長期財政計画、実施計画等による起債管理	中長期財政計画、実施計画等による起債管理	中長期財政計画、実施計画等による起債管理	中長期財政計画、実施計画等による起債管理
地方債残高の10%削減	地方債残高が一般会計において約200億円あることから、毎年の公債費が財政負担を招いている。財政健全化を図るためにも地方債残高の削減が必要である。	現在、財政健全化を目指し、起債の抑制を図っている。今後も目標数値を達成することにより、義務的経費を抑制し財源の有効活用を図る。	公債費約30億円の内、元金償還額が約20億円となっている。毎年の地方債依存度を抑制し、地方債残高を減少させ、更なる財政健全化を図る。	中長期財政計画を作成する中で、特に起債を伴う事業の選択を十分に行うことにより起債管理を図るとともに、可能な限り繰上償還を行う。	中長期財政計画等による起債管理繰上償還の実施	中長期財政計画等による起債管理繰上償還の実施	中長期財政計画等による起債管理繰上償還の実施	中長期財政計画等による起債管理繰上償還の実施	中長期財政計画等による起債管理繰上償還の実施
物件費の10%削減	一般財源の確保が困難な状況の中、投資的経費への財源確保のためには消費的経費の内、特に物件費の削減努力を行う必要がある。	物件費の中でも需用費については毎年削減目標を掲げているものの最終的に成果が現れていない。また、委託料については人件費相当額の減額を実施しているが、施設の増加等による委託料の増を補いきれていない。今後は、目標達成のための職員意識改革の研修及びマニュアル作成を行う。	5年間で物件費の10%削減を図る。年次的には、毎年2%の削減を目標とする。	消耗品の必要性確認 節水節電等の努力 印刷製本の外部発注見直し 追録図書の検討 委託回数必要性の検討 備品の必要性確認	マニュアル作成 物件費の2%削減	物件費の2%削減	物件費の2%削減	物件費の2%削減	物件費の2%削減
道路舗装、側溝等の整備の明確化	市道、法定外公共物（里道、公有水面）の整備について地区要望等が増えている。また近年の都市型災害といわれる上流域開発での下流域水路の溢水等水路の改修も望まれている。	関係課との調整を図り、要望に対応できる範囲の明確化。そのための要綱、マニュアル及び評価システムの作成整備。	事業の透明性が向上し、効率的、効果的かつ公正な財政運営が図られる。	地域格差がでないよう、また、市内全域を公正に評価し、極力選択と集中を実行し、経費の節減に努める。	事前調査の実施	補助事業対象一覧及びマニュアル等の作成	運用実施		
市役所エコオフィスの推進	現在、エコオフィスへの対応として、資源リサイクル物の回収、ノーカーデー、照明節電及びエコカー購入など環境保全への取組を実施している。今後も環境保全行動の推進が必要である。	現在、各課に配置しているエコオフィス推進委員会を中心に、職員の環境意識の高揚を図り、ごみの減量化、循環型社会の推進のために、市役所全体のエコオフィス化を図る。	職員の環境問題意識の向上 事務経費削減	現在実施している各取組の充実 更なる取組の検討のためのエコオフィス推進委員の活用	現状の取組の点検確認 更なる取組の検討	現状の取組の点検確認 更なる取組の検討	現状の取組の点検確認 更なる取組の検討	現状の取組の点検確認 更なる取組の検討	現状の取組の点検確認 更なる取組の検討

取組事項	現状と課題	取組内容	取組目標（成果）	取組全体計画	年度計画				
					平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
旅費支給方法等の見直し	現在、本市の旅費規定については、実態にそぐわないもの、社会通念上検討が必要なもの等がある。これら旅費のあり方及び運用方法について検討、改善が必要である。	旅費の支給方法等について実態を調査し、改善案を検討する。	旅費経費の適正化を図ることで、経費の縮減を図る。	旅費支給の実態把握 先進事例の調査 改善案の策定 規則改正	実態調査・把握	見直し内容の検討	改正案等の協議 規則等改正	運用開始	
時間外勤務の縮減	現在、時間外勤務縮減方策として「定時退庁促進日」（ノー残業デー）の実施、時間外命令の実施方法の改定などに取り組んできた。このことにより一定の成果は上っているものの、市民の活動状況の変化による行政需要の増大が見込まれる中、更なる縮減が必要である。	時間外勤務縮減方法としての「定時退庁促進日」の強化、勤務時間の柔軟な対応等やその他縮減方策を検討し、時間外勤務縮減を行う。	時間外勤務縮減による人件費の抑制と職員 の健康増進	「定時退庁促進日」の充実 強化 時間外勤務管理体制の改善 振替日活用等検討	改善方法の検討 実施体制方法整備 関係機関との協議	運用 点検・見直し			
部の再編統合及び効果的組織の構築	昭和63年に部制導入以来、事務事業の効率化、市民サービスの向上のため組織の見直しを図ってきた。現在、少子高齢化、環境問題高度情報化、地方分権への対応、また、個人の価値観、生活様式の多様化など、地方自治体に要求される行政課題に適確に対応する必要がある。	現在の部の再編統合を含め、全体的な組織の見直しを行い、機能的で機動的な組織機構の構築を行う。	市民サービスの向上 事務事業の効果的執行	組織機構改革検討会議による検討 課題問題点等の整理及び整備	検討会議による協議 課題整理 関係規定整備	機構改革実施			
下水道事業の公営企業会計化及び上下水道一元化の検討	下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、適正な経費負担区分を前提とした独立採算性が義務付けられているが、地方公営企業法の適用については任意となっている。今年度使用料の改定を行っており、今後もなお一層の効率的事業運営や説明責任の強化が求められ、法適用化を検討する必要がある。また、上下水道の組織の一元化についても管理部門統合による経費の節減や上下水道の一体的施策も可能となり、併せて検討すべき課題である。	今年度、先進事例の調査研究を行い、作業概要、必要経費等の方向性の決定後、関係部局との協議を行い方針決定を行う。 検討課題 法適用範囲の決定 固定資産の把握と評価方法 財務会計システム、固定資産評価システム等電算システムの検討 条例、規則等の整備 移行体制の問題（人員等）	経営状況の明確化により、原価計算が適正に行われ、使用料が明確に算定されるとともにその分析を通して経営計画策定が容易にできる。 職員の経営意識向上 企業経営の弾力化	先進事例の調査研究 方向性の決定 関係部局、関係機関との協議・調整 方針決定（法適用化の是非も含めて） 電算システム構築、条例規則等の整備 関係機関への報告	先進事例調査研究 方向性の決定 関係部局との協議 方針決定				
定員管理の適正化	地方分権の進展、市民ニーズの多様化により行政需要は増加している。しかし、これに伴う定員増を行うことは、今後の行政のあり方や現在の財政状況からも適当とは考えられない。市民サービスの低下を招かないことを基本とした適正な職員配置が必要である。	定員増はコスト増となり、市民負担の増大にもなる。市民サービス向上のため、増員すべきところと削減すべきものとの判断し、公務能率の維持・向上を前提とした要員配置を行い、削減目標達成のため定員管理を行う。	既存の事務事業に対する職員数の適正化を図るため、平成14年度の職員数を基準として、概ね3%の削減を目指す。	定員適正化計画の策定	定員適正化計画の策定	計画の実施	計画の実施	計画の実施	計画の実施

取組事項	現状と課題	取組内容	取組目標（成果）	取組全体計画	年度計画					
					平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
職員の能力開発への環境整備	現在、職員が職務上の資格及び研修等に参加し、自己研鑽を図るための措置として、研修等に参加する時間について勤務時間の職務に専念する義務を免除できている。しかし、このことだけでは、自らが積極的に研修等に参加する職員が少ない状況である。	職務上はもちろん、自己の知識の向上や情報を取得するための機会として、研修等に参加する場合には、時間的環境整備のほか、経済的補助を実施することを検討する。	職員一人ひとりが自己研鑽することによる資質の向上で、市役所全体としてのスキルアップを図る。	補助対象自己研修項目の設定 実施方法の検討	補助対象自己研修項目の設定 実施方法の検討	自己研修補助制度の整備	自己研修補助制度の運用	自己研修補助制度の運用	自己研修補助制度の運用	自己研修補助制度の運用
職員研修基本計画の策定	地方分権の一層の推進により、地域問題解決、自己決定責任の確立、更に市民の視点に立った行政運営が求められている。これら激しい変化を伴う社会情勢、行政環境に適切に対応していくためには、職員一人ひとりが個人能力を高める必要がある。	組織を効果的・効率的に運営しながら、質の高い行政サービスを継続的に提供するためには、人材の育成が極めて重要である。このため、職員研修制度を体系化し、専門性、自立性、協働性を継続的に育成し、政策形成能力、法務能力、情報技術能力等を備えることが重要となる。これら各種研修の充実を図り、職員能力の向上を行う。	職務上の職員研修充実ににより専門性等の能力向上を図り、また派遣研修による人事交流を実施する。この結果、市民ニーズに対応した政策形成及び各種提案など創意と工夫にあふれた職場が創造される。	職員研修基本計画を策定し、これに沿った職員研修を実施する。また、各職場で単独で実施している研修等についても体系化し、効率的で充実した研修制度を確立することで、分権時代にふさわしい職員の育成と簡素で効果的行政運営を目指す。	職員研修基本計画の策定	研修実施	研修実施 研修成果についての調査・検討 研修の改善見直し	研修実施	研修実施	研修実施
提案制度の活用	職員提案制度については、現在要綱を設け、事務処理の改善、能率の向上等について職員からの建設的意見の提出を求め、行政運営の改善に資することとしている。しかし、現状において、その具体的改善策等の提案はほとんど出されていない。このため、要綱の内容及び運用方法について実質的なものにするための改善が必要である。	提案制度を実質的なものにするため、取扱要綱の整備を行い各所属長及び職員への周知徹底を図ることにより、効果的な提案制度となるよう努める。また、若手職員のフレッシュな政策等を提案できるような体制をつくり、提案のリピート化が図られる制度の充実を図る。	提案制度の充実による職員意識の向上と活性化 事務処理から施策までの効果的推進	実質的提案制度となるための要綱の改正 各所属長から職員への取組への推奨 新規採用職員及び若手職員への提案義務付 政策提案者への結果通知及びその評価 提案内容の職員への公表 効果的建設的提案の実現のための体制整備	要綱の改正 体制整備 運用	運用 改善・見直し	運用 改善	運用 改善	運用 改善	運用 改善
次世代育成支援対策行動計画の策定	平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が公布施行され、子育ての意義について理解を深め、職員の仕事と家庭の両立に関しての行動計画を策定することとなった。本市においても、育児休業制度、産前産後休暇、出産補助休暇など子育て環境の整備を図っているが、今後、父親の積極的な子育てへの関わりなど職員の子育て支援のための施策の実施が必要となる。	本市の育児休業制度の取得環境の整備、親の育児への取組環境の整備など、子育てに関する支援のための方策を検討し行動計画に基づき、子育て支援に関する施策を実施する。 推進体制の整備 職員意識調査 行動計画の策定 計画の公表及び実施	子育て支援のための体制及び環境整備による少子化への対応を行う。	行動計画策定実施委員会の設置 職員意識及び現状把握のための調査 行動計画の策定・公表 行動計画の周知 行動計画実施状況の点検	行動計画委員会設置行動計画策定・公表	行動計画の周知及び実施	行動計画実施及び点検	行動計画実施及び点検	行動計画実施及び点検	行動計画実施及び点検

取組事項	現状と課題	取組内容	取組目標（成果）	取組全体計画	年度計画					
					平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
行政課題職員研修の実施	行政ニーズの多様化により、各部各課の政策的な課題は増加している。今後、本市としてもこれら行政課題について速やかな対応が求められている。そのためには、より実現可能な施策を調査研究する職員研修を実施することで、職員の企画立案能力の向上を図る必要がある。	毎年各部から1事項、計5項目の行政課題を提出させ、各部から推薦された職員10名により、1年間当該行政課題の調査・研究を行う。調査・内容の結果については、成果物の報告書としてまとめ、内容について各部に発表する。調査・研究の結果の中でも特に優れ採用が可能なものについては、施策として実施していく。	職員の意識と能力の向上	各部行政課題の調査研究の実施 調査研究成果のまとめ各部施策として反映 毎年度研修方法の見直し	研修の実施	研修方法の見直し 研修の実施施策への反映	研修方法の見直し 研修の実施施策への反映	研修方法の見直し 研修の実施施策への反映	研修方法の見直し 研修の実施施策への反映	研修方法の見直し 研修の実施施策への反映
勤務評定制度の活用	従来、勤務評定制度の活用がなされていなかったため、人事、人材育成、職務能力等の的確な把握が必ずしも出来ていなかった。行政の活性化を図るためにも適切な評定制度の活用が必要である。	実質的な勤務評定制度を導入し、職員の職務能力の把握による効果的な人事、要員配置、能力活用を図る。また、職員の自主申告を行い、適材適所による行政の活性化を図る。	職員の資質向上 行政の活性化	新たな勤務評定制度導入による行政の活性化	新たな勤務評定制度導入運用	新たな勤務評定制度の運用	新たな勤務評定制度の運用	新たな勤務評定制度の運用	新たな勤務評定制度の運用	新たな勤務評定制度の運用
女性職員の登用の拡大	男女共同参画社会の進展により、女性の社会進出は増大している。現在、国においても女性職員の採用・登用拡大及び勤務環境の整備等が推進されている。	本市の女性職員の占める割合も増加しており、女性職員の役割についても以前にも増して重要となっている。女性職員の登用拡大を図る上での制度、運用面等の整備・改善について検討する。	女性職員登用による行政の活性化 男女共同参画社会実現の推進	意欲と能力のある女性職員の育成 制度運用面での改善の検討	意欲と能力のある女性職員の育成 制度運用面での改善の検討	意欲と能力のある女性職員の育成	意欲と能力のある女性職員の育成	意欲と能力のある女性職員の育成	意欲と能力のある女性職員の育成	意欲と能力のある女性職員の育成
市民リポーター制度の創設	広報紙を読みやすく、市民に親しめるものにするために、まちの話題や連載コーナーを設けているほか、市民の写真を掲載するなど工夫を行っている。さらに市民のニーズや要望を生かした市民参加の視点での紙面づくりを行うために、市民の参加が必要である。	市民が直接、紙面づくりに参加するために、市民リポーター制度を設け、取材記事の提供を受ける。	市民が広報紙づくりに参加し、より地域に密着した市政広報を行うことで、市民の市政への関心を高めるとともに、市民に身近な広報広聴業務の充実を図る。	リポーターを市民から公募し、身近な話題を取材し記事として提供してもらう。 定期的に編集会議もを行い、紙面づくりや市政に生かす。	リポーターの募集 市報記事の掲載	リポーターの募集 市報記事の掲載	リポーターの募集 市報記事の掲載	リポーターの募集 市報記事の掲載	リポーターの募集 市報記事の掲載	リポーターの募集 市報記事の掲載
市報モニター制度の創設	広報紙を読みやすく、市民に親しめるものにするために、まちの話題や連載コーナーを設けているほか、市民の写真を掲載するなど工夫を行っている。さらに市民のニーズや要望を生かした市民参加の視点での紙面づくりを行うために、市民の参加が必要である。	市報モニター制度を設け、市民の意見や希望を聞き、紙面づくりに生かす。このモニターは市民から公募し、定期的に市報についての気付いた点や提案等を聴取する。	市民が広報紙づくりに参加し、より地域に密着した市政広報を行うことで、市民の市政への関心を高めるとともに、市民に身近な広報広聴業務の充実を図る。	モニターを市民から公募する。 定期的に機会を設け、市報についての意見や要望を聴取する。 意見を集約し、紙面づくりに生かす。	モニター制度の検討	モニターの募集 市報に対する意見の聴取	モニターの募集 市報に対する意見の聴取	モニターの募集 市報に対する意見の聴取	モニターの募集 市報に対する意見の聴取	モニターの募集 市報に対する意見の聴取

取組事項	現状と課題	取組内容	取組目標（成果）	取組全体計画	年度計画				
					平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
地域福祉計画策定への市民参加	現在、家庭や地域の総合扶助機能の弱体化など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化している中、地域住民が助け合い、誰もが安心して充実した生活が送れるような地域社会を構築することが課題となっている。このため、地域福祉計画の策定、行動計画の実践に向けて地域住民が地域福祉に関心を持ち、地域福祉の担い手として主体的に計画策定に参加、行動していくことが期待される。	地域福祉計画の策定に当たっては、庁内体制の確立、計画策定委員会の設置と併せて、計画策定への住民参加をどのような形で進めていくかを検討（住民座談会方式、委員の公募など）し、住民が自分にできる行動を提案し、住民の意思を反映しやすい体制を整える。	住民の参画によって、住民自身が主体性と積極性を持った行動が期待できる。	保健、医療、福祉、生涯学習など地域生活をすすめる上で、関連する全ての分野にわたる総合的な地域福祉計画を策定し、地域住民がそれぞれの地域で身構えることなくできる行動を促進するとともに、既存の基本計画と連携しながら庁内の行動促進体制の整備充実を図る。	庁内体制、座談会等の整備	住民意識調査計画策定委員会の設置	地域福祉計画策定	地域福祉活動実践	地域福祉活動実践
地区公民館の利用の促進	地区公民館については、日曜開館を実施している。公民館の活用については、市民の生涯学習の場としての充実を図ることが重要である。	市民への学習の「機会」と「場」の充実を図るためには、広く知らせることや市民の積極的な参加が必要となる。このため、各地区公民館の利用状況や利用を促進する環境づくりを実施する。	市報や公民館だよりの広報活動の強化。地区公民館主催事業の設定により地域住民の交流の場、生涯学習の場として活用が図られる。（従来の利用件数を5%増加させる）	日曜日を中心とした地区公民館等利用一覧表を作成し、活用方法を検討する。	市報・広報等の充実 地区公民館主催事業の設定	市報・広報等の充実 地区公民館主催事業の設定 地区公民館利用一覧表作成	市報・広報等の充実 地区公民館主催事業の設定 地区公民館利用一覧表作成	市報・広報等の充実 地区公民館主催事業の設定 地区公民館利用一覧表作成	市報・広報等の充実 地区公民館主催事業の設定 地区公民館利用一覧表作成
国際交流協会の設立	国際交流は、民間部門が積極的に活動することが望まれる。現在、民間交流団体・住民の活動の中心となるネットワーク組織がない。各団体等の連絡調整を図り、鳥栖市の国際交流の中核となる民間組織である国際交流協会を設立し、中心となって主体的・創造的な活動を行うことが望まれる。	市内にある交流団体等に働きかけ、国際交流協会設立に向け協議を行う。 民間組織であることから行政の関わりについての十分な協議を行う。 活動団体はボランティア団体であり、協力体制を構築することで、市民協働の国際交流を図る。	・国際交流協会設置による国際交流の推進 ・民間活力の導入 ・市民協働の行政運営の確立	国際交流協会の活動は、民間団体、市民との連絡調整 国際交流情報収集及び地域への情報提供 外国人への生活情報提供 ボランティアの育成、支援及び体制整備 各種国際交流事業の企画推進 を行うため、協会設立に向けての組織体制、行政関与についての十分な協議を行う。	国際交流協会の設立について検討・準備	国際交流協会の設立準備	国際交流協会設立		
空き店舗の有効活用とボランティア団体等の支援	中心市街地の商店街は、長引く景気低迷等により空き店舗が増え、まちの顔としての活気・賑わいが失われている。活性化事業として空き店舗活用事業を実施し、賑わい創出とイメージアップを図る。	商店街や商工会議所に限定している空き店舗の活用事業主体の拡大 ・事業主体となり得る団体の把握 （NPO法人や社会福祉団体等） 商店街との調整 当該団体の空き店舗活用による事業実施の意向調査 当該団体の事業内容の検討 補助金交付要綱の改正	空き店舗解消による商店街の賑わい創出 地域住民参加のまちづくり推進によるイメージアップ	NPO法人等の空き店舗活用による事業実施可能性の検討 具体的事案による商店街との協議・調整 補助金交付要綱の見直し	事業実施可能性の検討	商店街組合との協議・調整	補助金交付要綱見直し	事業実施	事業実施

取組事項	現状と課題	取組内容	取組目標（成果）	取組全体計画	年度計画					
					平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
歴史文化講座の市民協働による充実	地域の歴史・文化学習のための各種市民講座を実施している。しかし、現状は受講する市民の一方通行的講座となっている。このため、市民自らが運営に参加し、市民とともに実施することによる市民協働の場とする。	市民が参加できる組織と運営方法を検討し、実際の講座を通じて市民自らが自主運営できるレベルを確保し、市民と行政の共同での講座実施を行う。	市民参加型の講座を通じてその経験を生かすことで更なる地域活動の広がりや連携が可能となる。また、地域づくりに資することとなる。	講座の組織と運営方法の見直しを図る。市民と行政との協議をもとに、地域密着型の講座を目指す。	講座運営方法の見直し及び検討	市民参画型の講座の実施	市民参画型の講座の実施	市民参画型の講座の実施	市民参画型の講座の実施	市民参画型の講座の実施
雇用問題対応への広域的連携	現在の厳しい雇用情勢の中、地元就職を希望する大学卒業生、Uターン就職希望者へ雇用情報の提供、就業機会の拡大が必要である。	現在、久留米市を含む久留米市雇用問題協議会において、福岡県南地域大学等合同会社面談会、福岡県南地域Uターン合同面談会が開催されている。これら久留米市で実施されている事業に積極的に参加し雇用の拡大を図る。	市、鳥栖公共職業安定所、鳥栖商工会議所及び三養基郡内の町村等とも連携を図り、事業所・学校等に働きかけ積極的参加を行う。	久留米市との積極的な連携及び雇用の確保を図る	合同面談会参加 依頼周知広報	合同面談会参加 依頼周知広報	合同面談会参加 依頼周知広報	合同面談会参加 依頼周知広報	合同面談会参加 依頼周知広報	
クロスロード協議会の活用	筑後川流域クロスロード協議会を平成元年に結成し、県際交流シンポジウムやスポーツレクリエーション祭を実施してきた。本市の流入流出人口の大部分は、このクロスロード構成市町であり、住民の生活圏の拡大などに伴い広域的な行政の連携が必要となっている。	クロスロード協議会ホームページの設置 文化・スポーツの広域交流の推進（スポーツレクリエーション祭の開催、図書館連携と図書検索のリンク） 他市との人事交流 イベントへの参加交流の促進 行政組織間の連携強化	図書貸出しの増加 イベント参加の増加 人事交流の継続	既存のクロスロード協議会を活用し、広域連携として住民の交流の拡大を図るとともに、住民の多様なニーズに対応するため行政情報の意見交換・調査研究を図る。	スポレク祭の開催 人事交流 ホームページ設置	スポレク祭の開催 人事交流 ホームページ運用	スポレク祭の開催 人事交流 ホームページ運用	スポレク祭の開催 人事交流 ホームページ運用	スポレク祭の開催 人事交流 ホームページ運用	